

仲 裁 判 断

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2020-006

申 立 人：X
申立人代理人：弁護士 湯尻 淳也

被 申 立 人：公益財団法人 日本自転車競技連盟 (Y)
被申立人代理人：弁護士 畑 敬
同 小池 修司

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 1 請求の趣旨にかかる申立てをいずれも却下する。
- 2 仲裁申立料金 55,000 円は、申立人の負担とする。

理 由

第1 当事者の求めた仲裁判断

- 1 申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。
 - (1) 被申立人が2020年10月23日に発表した、「全日本シクロクロス飯山大会インフォメーション2020/10/23版」第3項（ピットについて）第①号に定める「男女エリート、ジュニア、男子U23カテゴリーについてはJCFチームアテンダントライセンス、日本スポーツ協会自転車競技コーチライセンス、UCIコーチライセンスを保有している者だけ入る事が許容される。該当者は必ずライセンスを持参し提示する事。」との決定を取り消す。
 - (2) 被申立人が2020年10月28日に発表した、「全日本選手権シクロクロス飯山大会インフォメーション2020/10/28 R1版」第2項（ピットについて要件変更）第①号に定める「“インフォメーション2020/10/23版 3,ピットについて①”について要件を緩和し事前登録制度を運用します。チーム代表者1名のみ何れかのライセンス【JCF国内ライセンス（チームアテンダント、選手、審判）/JCF国際ライセンス/日本スポーツ協会公認自転車コーチ資格/UCIライセンス】のうち有効なものを所有しオンラインフォームにて事前登録する事で対象選手1名につきメカニック2名までは資格を問わずにピットを利用することができます。」との決定を取り消す。
 - (3) 仲裁申立料金は被申立人の負担とする。
- 2 被申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。
 - (1) 申立人の申立てを却下する。
 - (2) 申立人の請求を棄却する。
 - (3) 仲裁申立料金は申立人の負担とする。

第2 事案の概要

1 当事者

(1) 申立人

申立人は、2016年以降の全日本選手権に4連覇し、リオデジャネイロオリンピックに出場する等の実績を有するプロの自転車競技者であり、スポーツ仲裁規則（以下「JSAA規則」という。）第3条第2項にいう「競技者等」に該当する。

(2) 被申立人

被申立人は、日本における自転車競技界を統括し代表する団体である公益財団法人であり、JSAA規則第3条第1項にいう「競技団体」に該当する。

2 本件事案

本件は、被申立人が主催し、申立人が出場する予定である第26回全日本選手権シクロクロス飯山大会（以下「本大会」という。）において、被申立人が大会特別規則として定めた、ピット・エリア（競技者がホイール又は自転車を交換することのできるコースの一部をいう。以下、同じ。）への入場可能者（以下「ピット要員」という。）に関する条件にかかる以下の決定（以下、下記①の決定を「本決定①」といい、下記②の決定を「本決定②」といい、本決定①及び本決定②を総称して、以下「本決定」という。）の取消しが求められている事案である。

① 被申立人が2020年10月23日に発表した「全日本シクロクロス飯山大会インフォメーション2020/10/23版」3項（ピットについて）第①号に定める以下の決定

「男女エリート、ジュニア、男子U23カテゴリーについてはJCFチームアテンダントライセンス、日本スポーツ協会自転車競技コーチライセンス、UCIコーチライセンスを保有している者だけ入る事が許容される。該当者は必ずライセンスを持参し提示する事。」

② 被申立人が2020年10月28日に発表した「全日本選手権シクロクロス飯山大会インフォメーション2020/10/28 R1版」第2項（ピットについて要件変更）第①号に定める以下の決定

「“インフォメーション2020/10/23版 3,ピットについて①”について要件を緩和し事前登録制度を運用します。チーム代表者1名のみ何れかのライセンス【JCF国内ライセンス（チームアテンダント、選手、審判）/JCF国際ライセンス/日本スポーツ協会公認自転車コーチ資格/UCIライセンス】のうち有効なものを所有しオンラインフォームにて事前登録する事で対象選手1名につきメカニック2名までは資格を問わずにピットを利用することができます。」

第3 判断の前提となる事実

1 本大会の概要及び本決定の公表

- (1) 本大会は、2020年11月28日（土）から同年11月29日（日）に開催される予定のオフロードの自転車競技であるシクロクロスの全日本選手権であり、2021年シクロクロス世界選手権代表候補選手選考会を兼ねた大会である。
- (2) 被申立人は、本大会のインフォメーションとして、2020年10月23日に、本決定①の内容を含む「全日本選手権シクロクロス飯山大会インフォメーション2020/10/23版」（甲1）を被申立人のホームページに公表した。

(3) 被申立人は、本大会のインフォメーションとして、2020年10月28日に、本決定②の内容を含む「全日本選手権シクロクロス飯山大会インフォメーション2020/10/28 R1版」(乙1)を被申立人のホームページに公表した(ピット・エリア利用にかかる事前登録締切:2020年11月13日15:00)。なお、本決定②の内容については、2020年10月28日に公表された段階では、上記インフォメーションにリンク先が示されている登録フォームに記載されていたところ、同年11月2日に上記インフォメーションの本文に記載されるに至った。

2 適用規則

(1) UCI 規則

ア 国際自転車競技連合(“UNION CYCLISTE INTERNATIONALE”以下「UCI」という。)が定める規則(以下「UCI規則」という。)は、国内選手権大会及び各レースに適用される特別規則に関して、以下のとおり定めている(甲2。なお、和訳部分は、被申立人のホームページで公開されている被申立人の作成にかかる和訳である。以下、本項におけるUCI規則の引用箇所の和訳において同じ。)

1.2.027 National Championships shall be ridden under UCI regulations.

国内選手権大会は、UCI規則に基づき行われる。

1.2.040 The organiser shall draw up a set of regulations specific to his race.

主催者は、当該レースの特別規則を設定しなければならない。

The regulations shall inter alia cover sporting aspects particular to the race.

特別規則は、レースにおける競技面を管理するものである。

These specific regulations shall comply fully with the present regulations and have been approved beforehand by the national federation of the organiser.

この特別規則は現在のUCI規則に全面的に合致しなければならない。

また、事前に主催者の国内連盟の承認を得なければならない。

イ UCI規則は、シクロクロス競技におけるピット・ボックス(ピット・エリア内に設けられる柵で仕切られたスペースをいう。以下、同じ。)に関して、以下のとおり定めている(乙2)。

5.1.035 Only two accredited assistants per rider shall be allowed in the box of this rider.

1競技者につき2名の承認された者が、この競技者のボックスに入ることを許される。

ウ UCI規則は、シクロクロス競技におけるアテンダントに関して、以下のとおり定めている(乙2)。

5.1.041 Each rider may be accompanied by a paramedical assistant and two mechanics.

各競技者は、1名の医療補助者と2名のメカニックを伴ってよい。

The paramedical assistant and the mechanics must be provided by the organiser with a free accreditation, which gives them access to the area reserved for them by virtue of their office.

医療補助者とメカニックは、その職務のために確保されたエリアに立ち入ることのできる無料の AD カードを主催者より提供されなければならない。

The accreditations must be distributed outside the circuit, in a clearly indicated place.

この AD カードはサーキット外の明瞭に示された場所で配布されなければならない。

For the UCI cyclo-cross world cup and world championships, accreditations for rider's paramedical assistant and two mechanics will be distributed by commissaires exclusively, after that the license's check of each paramedical assistant and the mechanics has been completed.

UCI シクロクロス・ワールドカップと世界選手権大会において、競技者の各医療補助者と2名のメカニックは各人のライセンス・チェックが完了後、コミセールによってのみ AD カードを配布される。

(2) JCF 規則

ア 被申立人が定める競技規則（以下「JCF 規則」という。）は、その制定の範囲について、以下のとおり定めている。

第 1 条 この競技規則は、国際自転車競技連合（以下 UCI という）の定款および諸規則を規範として制定する。これら規則に変更のあった場合には、準拠して改訂する。UCI 規則のうち、この競技規則に明文の規定のないものは、UCI 規則を準用する。また本連盟独自の規定には【J】を付す。

イ JCF 規則は、ピット・ボックス及びアテンダントに関して、以下のとおり定めている（乙3）

第 103 条 28 競技者につき 2 名の承認された者が、この競技者のボックスに入ることを許される。

第 103 条 30 各競技者は、1名のマッサーと2名のメカニシャンを伴ってよい。マッサーとメカニシャンは、その職務のために確保されたエリアに立ち入ることのできる無料の AD を主催者より提供されなければならない。

この AD はサーキット外の明瞭に示された場所で配布されなければならない。

第4 仲裁手続の経過

別紙仲裁手続の経過のとおり。

第5 当事者の主張

1 本決定①について

(1) 申立人の主張

ア JCF 規則違反

本決定①は、ピット要員を、JCF チームアテンダントライセンス、日本スポーツ協会自転車競技コーチライセンス、UCI コーチライセンスを保有している者に限定しているが、かかる限定要件（以下「ライセンス保有要件」という。）は、UCI 規則に根拠がなく、競技者の競技活動に重大な制限を課すものであるから、「特別規則は現在の UCI 規則に全面的に合致しなければならない。」と定める UCI 規則 1.2.040 に違反するため、UCI 規則を準用する JCF 規則に違反する。

イ 著しい合理性の欠如

本決定①のライセンス保有要件として挙げられているライセンスのうち、JCF チームアテンダントライセンスを取得するためには、極めて限られた回数及び地域で開催される講習会への現実の出席が義務付けられていることから、海外在住の申立人及び申立人がピット要員として起用する予定のパーソナルコーチのみならず、コロナ禍の状況においては、国内在住者に対しても競技活動に重大な制限を課すものであるから、本決定①は著しく合理性を欠いている。

(2) 被申立人の主張

ア 申立ての利益がないこと

本決定①は、本決定②によって取り消され、本大会においては、本決定①で要求していたライセンス保有要件は問わないこととなった。本決定②では、ライセンスのない無資格者をピット要員とする条件として、一定のライセンスを保有する者1名を代表者として事前登録することを要求しているが、本大会に出場する競技者はJCF 国内ライセンスを保有しているため、本決定②が求める事前登録は事実上全ての者において可能である。したがって、本決定①にかかる申立てには申立ての利益がないため、却下すべきである。

イ JCF 規則に違反せず、かつ合理性を有すること

シクロクロスでは、競技者1名につき1名のマッサーと2名のメカニシャン(ピット・ボックスにおいて機材交換や自転車の清掃をして競技者を補助する役割を果たす者)の同行が認められ(UCI 規則 5.1.041、JCF 規則第 103 条 30)、ピット・ボックスに入場できるのは、主催者が承認した2名のみであるところ(UCI 規則 5.1.035、JCF 規則第 103 条 28)、本決定①で定めたライセンス保有要件は、UCI 規則 5.1.035 に定める「承認」に関する基準を明確にしたものであり、UCI 規則及び JCF 規則に違反するものではない。

また、ピット・ボックスで競技者を補助するメカニシャンは、競技中に競技者を直接補助するという点でチームの重要な一員であり、JCF 規則の適用を受ける者であることから、公式なライセンスを有しない者をピット要員として認めることは適切ではなく、本決定①で定めたライセンス保有要件は、かかるピット要員

として認めるメカニシャンとして、被申立人におけるチームアテンダント登録制度（乙4）に基づくチームアテンダントの登録かコーチライセンスの保有を求めらるものであるから、内容の合理性も認められる。

2 本決定②について

(1) 申立人の主張

ア JCF 規則違反

UCI 規則 5.1.041 のうち、“The paramedical assistant and the mechanics must be provided by the organiser with a free accreditation, which gives them access to the area reserved for them by virtue of their office.”との規定は、「医療補助者とメカニックらは、主催者により無条件の認証を与えられなければならない。彼らはその認証により、彼らの職務のために確保された場所に立ち入ることができる。」との意味を有するものであり、アテンダントに関して何らかの条件を付すことを明確に否定しているのであるから、チーム代表者について何らかのライセンスを求めている本決定②は、上記 UCI 規則 5.1.041 に違反し、UCI 規則を準用する JCF 規則に違反する。

イ 競技者の不利益

本決定②が要求する、一定のライセンスを保有する者1名を代表者として事前登録することの要件について、ライセンスを保有しない者を代表者とせざるを得ない競技者も存在することから、被申立人が主張するように「事実上全ての者において可能」であるとはいえない。

また、UCI 規則に違反する競技規則のもとで競技を行うこと自体が、競技者にとって不利益となる。

ウ 著しい合理性の欠如

本決定②に基づく何らかのライセンスを有するチーム代表者による事前登録の運用実態は、①競技者と異なるチームの登録者を当該競技者のチーム代表者とすることが認められている、②メカニックがライセンス保有者であることもあるが、その登録チーム名は、代表者及び競技者と異なっても認められている、③1人のメカニックを複数の競技者のメカニックとして登録することが認められていることから、本決定②が事前登録を要するチーム代表者にライセンスを求める理由として「無資格者のメカニシャンの入場を申請するに当たって、誰の責任でこれを申請しているか明確にさせる」とする被申立人の主張は根拠を欠き、著しく合理性を欠いている。

(2) 被申立人の主張

ア 申立ての利益がないこと

申立人が本決定①に対する申立てによって救済を求めていたパーソナルコーチをピット要員とすることについては、本決定②によって支障がなくなったこと、及び本決定②が求めるチーム代表者の事前登録についても、手続上、申立人に何ら不利益がないことを認めている。したがって、本決定②に対する申立人の主張は、個別具体的な申立人自身の利益に関するものではなく、単に本決定②が形式的に UCI 規則に抵触するから認めるべきではないとの一事をもって争うものであるから、本仲裁手続によって救済すべき申立人の利益は存在せず、却下すべきである。

イ JSAA 規則の適用対象となる紛争に該当しないこと

JSAA 規則第 2 条第 1 項は、競技団体の決定に不服がある競技者等について適用があり、かつ、「決定に不服がある競技者等」からは、「その決定の間接的な影響を受けるだけの者」が除かれているところ、申立人は、本決定②による直接的な影響がないことを認めており、UCI 規則違反がもたらす自らへの影響の有無についても何ら述べていないことから、間接的な影響すらないといえる。したがって、本決定②に対する申立人の主張は、JSAA 規則の適用対象となる紛争に該当しない。

また、本決定②で課している条件は、メカニシャン 2 名の申請に当たって、JCF ライセンス保有者（最低でも競技者 1 名は必ず保有している）にチーム代表者として事前登録を求めることのみであり、その他に何の条件も求めていないのであるから、仮に、本決定②が UCI 規則違反であるとしても、その違反の程度は極めて軽微なものに過ぎず、かつ条件を課したことで競技の結果に与える影響は皆無である。したがって、本決定②の UCI 規則違反の有無を本仲裁手続で争ったとしても申立人に与える影響は皆無であるから、JSAA 規則の適用対象から除外されるべき紛争であり、却下すべきである。

ウ UCI 規則に違反しないこと

申立人は、UCI 規則 5.1.041 の“The paramedical assistant and the mechanics must be provided by the organiser with a free accreditation, which gives them access to the area reserved for them by virtue of their office.”との定めについて、“a free accreditation”を無条件に認証を与えなければならぬものと解すべきとして、本決定②がメカニシャン 2 名をピット要員として申請するに当たり JCF ライセンス保有者にチーム代表者として事前登録を求めることについて、条件を付していることから、上記 UCI 規則に違反すると主張するが、“accreditation”すなわち「認証」について、いかなる資格も条件も要しないという解釈は、その語義に矛盾しており、また、ピット要員は主催者の承認を受けた 2 名のみとする UCI 規則 5.1.035 との整合性に照らしても、“free”を「無条件の」と訳すのは不合理である。他方、主催者による承認の証しとなる AD カードの交付を無償で行うべき旨を規則で定めることは何ら不自然ではない。

仮に、上記 UCI 規則 5.1.041 の規定に関する申立人の解釈が正しいとしても、本決定②で求めている内容は、メカニシャン 2 名をピット要員として申請するに当たり、手続上、JCF ライセンス保有者にチーム代表者として事前登録を求めるとに過ぎず、かかる手続をもって「本来課すべきでない条件を課した」と評価されることはあり得ない。

エ 合理性を有すること

本決定②で求めている手続は、代表者 1 名を事前登録させることで、ピット・ボックスに入場させる者に関する責任の所在を明確にさせるものであるから、合理性を有することは明らかであり、また、当該手続が申立人において負担又は不利益を生じることはない。

第 6 本件スポーツ仲裁パネルの判断

1 本決定①について

前記第 3「判断の前提となる事実」記載のとおり、本決定①は、被申立人が本大会のインフォメーションとして、2020 年 10 月 23 日に発表した内容の一部であるところ、同内容は、同年 10 月 28 日に被申立人が公表したインフォメーションによって、本決定②に変更されている。

この点、申立人は、審問期日において、本決定②は、本決定①を前提としているため、本決定①が依然として有効であるとの解釈に基づき、本決定②にかかわらず、本決定①も取り消されるべきと主張する。

確かに、本決定②は、本決定①の要件を「緩和」する旨の表現が用いられているものの、ピット要員として許容される者についてライセンス保有要件を課している本決定①と、ピット要員を申請する代表者をライセンス保有者に限定して（少なくとも競技者はライセンス保有者であり代表者として申請可能）事前登録手続を求めのみで、ピット要員自体にはライセンスを要求していない本決定②では、その内容の同一性は認められない。

したがって、本決定①は、本決定②によって取り消されたと解するのが相当である。そうすると、本決定①に対する申立人による本仲裁の申立ては、JSAA 規則第 2 条第 3 項に定める仲裁の対象たる「決定」が存在しないことになるため、これを却下する。

2 本決定②について

(1) 争点

ア 本案前の争点

申立人の本決定②の取消しにかかる請求は、JSAA 規則第 2 条第 1 項に定める仲裁適格を有するか。

イ 本案の争点

- ① 本決定②は、UCI 規則及び UCI 規則を準用する JCF 規則に違反するか。
- ② 本決定②は、著しく合理性を欠くか。

(2) 本案前の争点について

ア 仲裁適格について

JSAA 規則第 2 条第 1 項は、「この規則は、スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関が競技者等に対して行った決定（競技中になされる審判の判定は除く。）について、その決定に不服がある競技者等（その決定の間接的な影響を受けるだけの者は除く。）が申立人として、競技団体を被申立人としてする仲裁申立てに適用される。」と規定しており、JSAA 規則に基づくスポーツ仲裁における仲裁適格を定めている。したがって、かかる JSAA 規則第 2 条第 1 項に定める仲裁適格を欠くスポーツ仲裁の申立ては却下されることになる。

イ 仲裁適格の有無について

被申立人は、本決定②が求めるチーム代表者の事前登録は、手続上、申立人に何ら不利益がないことから、本仲裁手続によって救済すべき申立人の利益は存在しないこと、また、本決定②の UCI 規則違反の有無を本仲裁手続で争ったとしても申立人に与える影響がないことから、JSAA 規則の適用対象から除外されるべき旨主張する。そこで、JSAA 規則第 2 条第 1 項に定める仲裁適格が認められるためには、競技団体等の決定により申立人に不利益又は影響が生じる必要があるか否か、また、その必要があるとして、どのような不利益又は影響がある場合

に仲裁適格が認められるかが問題となる。

この点、JSAA 規則は、特別権力関係（上下関係）にある者の中で、上位者がした決定により不利益を受ける下位者によって申し立てられることを前提としていることから（日本スポーツ仲裁機構 2013 年 8 月 21 日公表にかかる『「スポーツ仲裁規則」及び「スポーツ仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構の事務体制に関する規程」の改正の件』参照）、JSAA 規則第 2 条第 1 項の「決定に不服がある競技者等」は、競技団体等の決定により不利益を受ける者を指すと解すべきである。

また、同規定は、「(その決定の間接的な影響を受けるだけの者は除く。）」と定めていることから、競技者等が受ける不利益は直接的な不利益であることを要するといえ、さらに、スポーツ仲裁が「スポーツ競技又はその運営をめぐる紛争を、迅速に解決する」制度であることに鑑みれば（JSAA 規則第 1 条）、そのような紛争解決が可能となる具体的な不利益であることを要すると解すべきである。

もっとも、競技団体等の決定により受ける競技者等の不利益は、当該決定がなされた時期及び決定の内容等によって種々想定され、スポーツ仲裁が裁判所では争うことのできない紛争類型をも対象とする制度であることに鑑みれば、競技者等が受ける不利益は現実的に生じている場合に限定されず、不利益が生じる可能性がある場合も含まれると解すべきである。

ウ 本決定②による申立人の不利益について

以上に基づき本決定②による申立人の不利益について検討するに、申立人は、当初、本決定①に関して、ライセンス保有要件を満たさない申立人のパーソナルコーチをピット要員として起用できず、その結果、申立人には、本大会の出場機会が事実上閉ざされているという不利益が生じている旨主張していた。

しかしながら、前記のとおり、本決定①は、本決定②によって取り消されている。また、本決定②によれば、一定のライセンス（JCF 国内ライセンス（チームアテンダント、選手、審判）／JCF 国際ライセンス／日本スポーツ協会公認自転車コーチ資格／UCI ライセンス）を保有する者 1 名を代表者として事前登録することで、ライセンスの有無を問わず 2 名のピット要員を起用することが可能であり、かつ、少なくとも本大会に出場する競技者は JCF 国内ライセンスを保有しているため、事実上、本決定②が求める事前登録によって、ピット要員として起用できる者が制限されることはないといえるため、申立人がパーソナルコーチをピット要員として起用できず、その結果、申立人には、本大会の出場機会が事実上閉ざされているという不利益又はかかる不利益が生じる可能性は認められない。なお、申立人は、ライセンスを保有しない者を代表者とせざるを得ない競技者も存在するとして、上記不利益が払しょくできない旨を主張するが、本決定②で求められる事前登録における「代表者」は、ピット要員としてのメカニシャンを申請する手続上の責任者という意味に過ぎず、少なくともライセンスを保有する本大会に出場する競技者を当該申請上の「代表者」として登録することには何ら支障がないことから、上記申立人の主張は妥当ではない。この点、申立人においても、申立人が本決定②に基づく手続を行いうることは、本仲裁手続の中で認めている。

また、申立人は、UCI 規則に違反する競技規則のもとで競技を行うこと自体が、

競技者にとって不利益となる旨主張するが、申立人にとっての具体的な不利益と認めることはできない。

その他、申立人は、本決定②によって申立人に直接的かつ具体的な不利益が生じること、又は当該不利益が生じる可能性があることについて、何ら主張、立証を行っていない。

なお、申立人もその主張で引用している JSAA-AP-2019-002 号仲裁事案では、大会の特別規則が、JCF 規則及び同規則が準拠することを明示している UCI 規則に違反するため、当該大会の結果が取り消された場合には申立人が不利益を受けると判断しているが、本件においては、本決定②が UCI 規則に違反していた場合に、それによって、本大会の結果が取り消される可能性があることについて、本大会の開催を規律する JCF 規則及び同規則が準拠する UCI 規則では明らかではないから、申立人に直接的かつ具体的な不利益が発生する可能性があるとは認められない。

以上より、申立人には、本決定②によって、直接的かつ具体的な不利益が生じている、又は当該不利益が生じる可能性があるとは認められない。

(3) 小括

上記のとおり、申立人には、本決定②によって、直接的かつ具体的な不利益が生じている、又は当該不利益が生じる可能性があるとは認められないのであるから、申立人は、JSAA 規則第 2 条第 1 項に定める「その決定に不服がある競技者等（その決定の間接的な影響を受けるだけの者は除く。）」に該当せず、仲裁適格を欠くものといえる。

したがって、本決定②に関する他の争点を判断するまでもなく、申立人の本決定②に対する申立ては却下する。

第 7 結論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

以上

2020 年 11 月 20 日

スポーツ仲裁パネル
仲裁人 千葉 恵介

仲裁地 東京

仲裁手続の経過

1. 2020年10月28日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「仲裁申立書」「仲裁申立書別紙」「主張書面（1）」「委任状」「証拠説明書」及び書証（甲第1～6号証）を提出し、本件仲裁を申し立てた。
同日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第15条第1項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理した。また、機構は、事態の緊急性に鑑み極めて迅速に紛争を解決する必要があると判断し、規則第50条第1項及び第3項に基づき、本件を緊急仲裁手続によること、及びスポーツ仲裁パネルを構成する仲裁人を1名とすることも併せて決定した。
2. 同月30日、申立人は、機構に対し、「主張書面（2）」「証拠説明書（2）」及び書証（甲第7号証）を提出した。
3. 同年11月4日、被申立人は、機構に対し、「答弁書」「答弁書別紙」「委任状」「証拠説明書（1）」及び書証（乙第1～4号証）を提出した。
同日、機構は、仲裁人長として千葉恵介を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
同日、千葉恵介は仲裁人長就任を承諾し、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、審問の日程、出席者、証人の有無について、「スポーツ仲裁パネル決定(1)」を行った。
4. 同月5日、機構は、仲裁専門事務員として渡邊迅を選定し、「仲裁専門事務員就任のお願い」を送付した。
同日、渡邊迅は仲裁専門事務員就任を承諾した。
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件の取下げの可能性に関して「スポーツ仲裁パネル決定(2)」を行った。
5. 同月6日、被申立人は、機構に対し、「上申書」を提出した。
同日、申立人は、機構に対し、「主張書面（3）」を提出し、その中で申立変更の申請を行った。
同日、機構は、被申立人に対し、申立人提出書類「主張書面（2）」「証拠説明書（2）」及び書証（甲第7号証）を共有した。
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人が行った申立変更の申請について、被申立人側の意見を伺う旨の「スポーツ仲裁パネル決定(3)」を行った。
6. 同月8日、被申立人は、機構に対し、「主張書面1」を提出した。
7. 同月9日、東京において審問が開催された。
同日、申立人は、機構に対し、「主張書面(4)」を提出した。
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立ての変更を許可する旨、及びそれに対する答弁に関して「スポーツ仲裁パネル決定(4)」を行った。
8. 同月13日、申立人は機構に対し、「主張書面(5)」を提出した。
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人からの「主張書面(5)」の提出、申立人のエントリーの有無、被申立人側の書面提出期限の延期及び仲裁判断の時期に関する「スポーツ仲裁パネル決定(5)」を行った。
9. 同月16日、被申立人は機構に対し、「答弁書(2)」、「答弁書(2)別紙」及び「主張

- 書面 2」を提出した。
10. 同月 17 日、本件スポーツ仲裁パネルは審理を終結した。

以上

以上は、仲裁判断の謄本である。
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長） 山本 和彦
（公印省略）